

富山県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定により、富山県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めることとする。

(補助金の交付)

第2条 知事は、福祉・介護人材の確保を図るための事業を推進するために実施する平成26年9月12日医政発0912第5号、老発0912第1号及び保発0912第2号「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」に基づき行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助の対象及び補助額)

第3条 この補助金の対象となる事業は、別表1に定める取組みとする。

2 補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。指令前着手となった事業において、交付決定前に事業が完了した場合には、交付決定日を事業完了日とする。

なお、補助金の交付の申請をしようとする者は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了承した上で当該事業に着手するものとする。

3 補助金の交付額は、別表2に定める補助金対象経費の基準額の3分の2の範囲内において知事が定める額とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

4 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

5 本事業による取組内容について、既に他制度で助成を受けている場合は補助対象としない。

(申請書の様式等)

第4条 補助金申請書は、富山県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて提出するものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

- (1) 所要額調書（様式第2号）
- (2) 事業計画書（様式第3号）
- (3) 雇用契約書（写し）、雇用予定の場合は雇用予定であることを証明する書類
- (4) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合においては、知事の承認を受けなければならない。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上（事業者が地方公共団体以外の場合は 30 万円以上）の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずにこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理することとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 補助事業を行う者が前各号により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (8) 補助事業の対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(軽微な変更)

第6条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業種目を変更し、又は廃止すること。
- (2) 事業主体を変更すること。
- (3) 事業費又は事業量の 20%を超えて変更すること。

(事業変更、中止又は廃止の承認の申請)

第7条 規則第5条の規定により知事の承認を受けようとする場合は、富山県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する実績報告は、富山県外国人介護人材受入施設等環境整備事業費補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日（事業廃止について知事の承認を受けた場合にあつては、承認を受けた日）から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があつた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに行わなければならない。

なお、原本を提出できないものについては、その写しを提出すること。

- (1) 実績額精算書（様式第6号）
- (2) 事業実績報告書（様式第7号）
- (3) 受入介護施設等が事業を行ったことが確認できる領収書、記録、写真等
- (4) その他知事が必要と認める書類

（会計帳簿等の整備等）

第9条 補助金の交付を受けた事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1

補助対象者	補助対象事業
富山県内の介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 115 条の 32 に定める介護サービス事業者	外国人介護人材を雇用する（雇用予定を含む。）介護サービス事業者が行う次の取組み ① 外国人介護職員とのコミュニケーションの促進 ② 外国人介護職員の介護福祉士の資格取得支援 ③ 外国人介護職員の生活支援
富山県内の社会福祉士及び介護福祉士法第 40 条第 2 項第 1 号に定める学校又は養成施設	介護福祉士試験を受験する意志を有する外国人留学生在籍する介護福祉士養成施設が行う留学生への教育の質の向上に必要な取組み

別表 2

対象経費	補助基準額	補助率	備考
報酬、給料、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金（受講料に限る）、その他知事が必要と認める経費	300,000 円	2 / 3	基準額と対象経費の支出額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて算出する。ただし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (補助上限額) 20 万円